

福岡県における総合評価方式 (簡易型・標準型) 活用ガイドライン

1 総合評価方式の概要

1-1 意義

公共工事の品質確保を図るためには、発注者は競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則となる。

総合評価方式の適用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減、交通渋滞対策・環境対策、事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の県民に利益がもたらされる。

1-2 総合評価方式の選択

公共工事の特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じて、簡易型、標準型のいずれかの総合評価方式を選択する。

(1) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事においても、施工の確実性を確保することは重要であるため、施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。

(2) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、ライフサイクルコスト、工事目的物の性能向上、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

2 総合評価による落札者の決定

簡易型、標準型のいずれの総合評価方式においても、総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

評価値の算出方法は、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から価格当たりの工事品質を表す指標となる、除算方式を採用する。

(1) 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{技術評価点 (標準点 + 加算点)} \div \text{(入札価格)}$$

(2) 技術評価点の設定の考え方

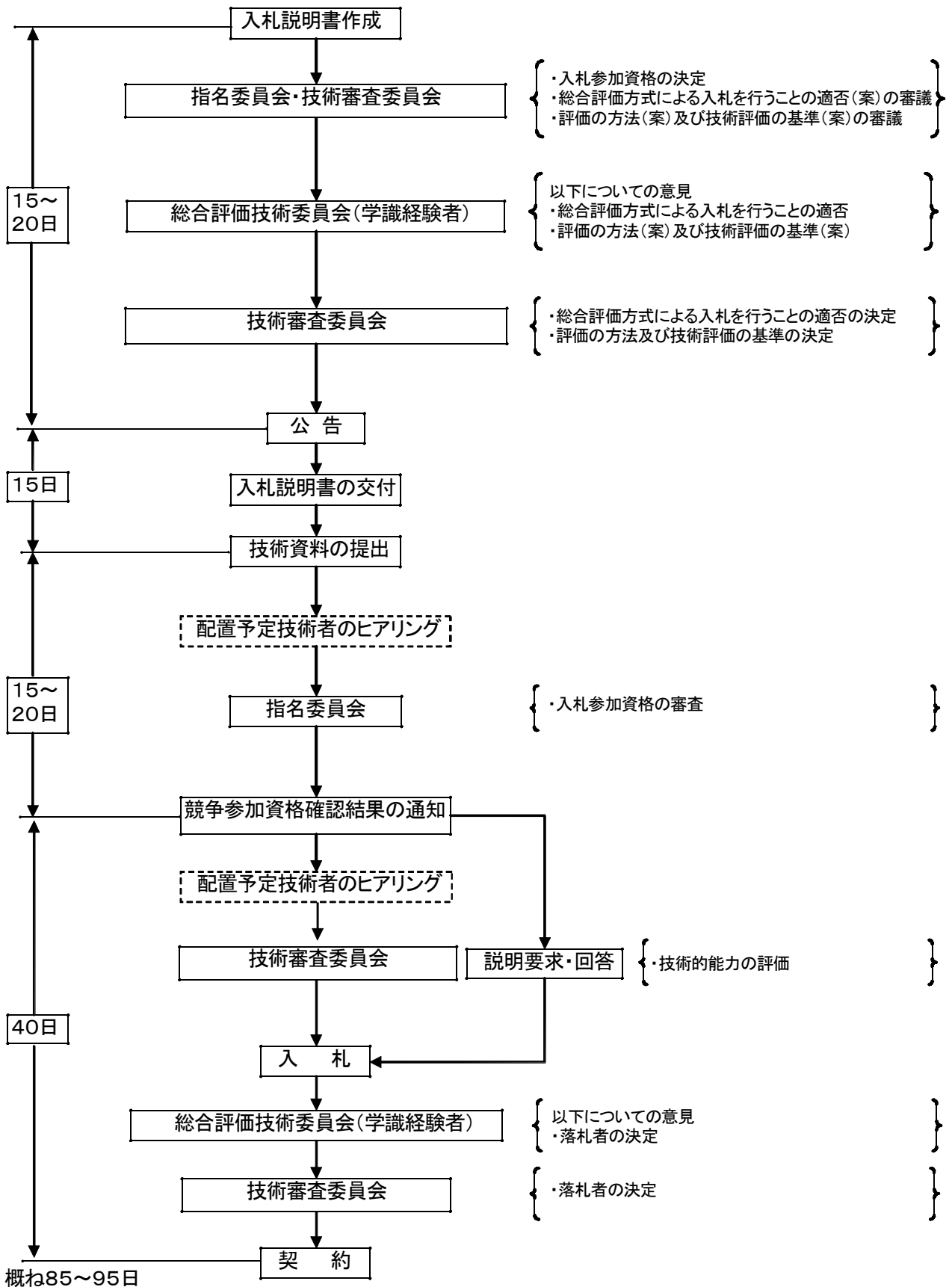
標準点を100点、技術提案等に係る性能等に応じた加算点を次表のとおりとする。

方 式	簡易型	標準型
加算点	10～30点	

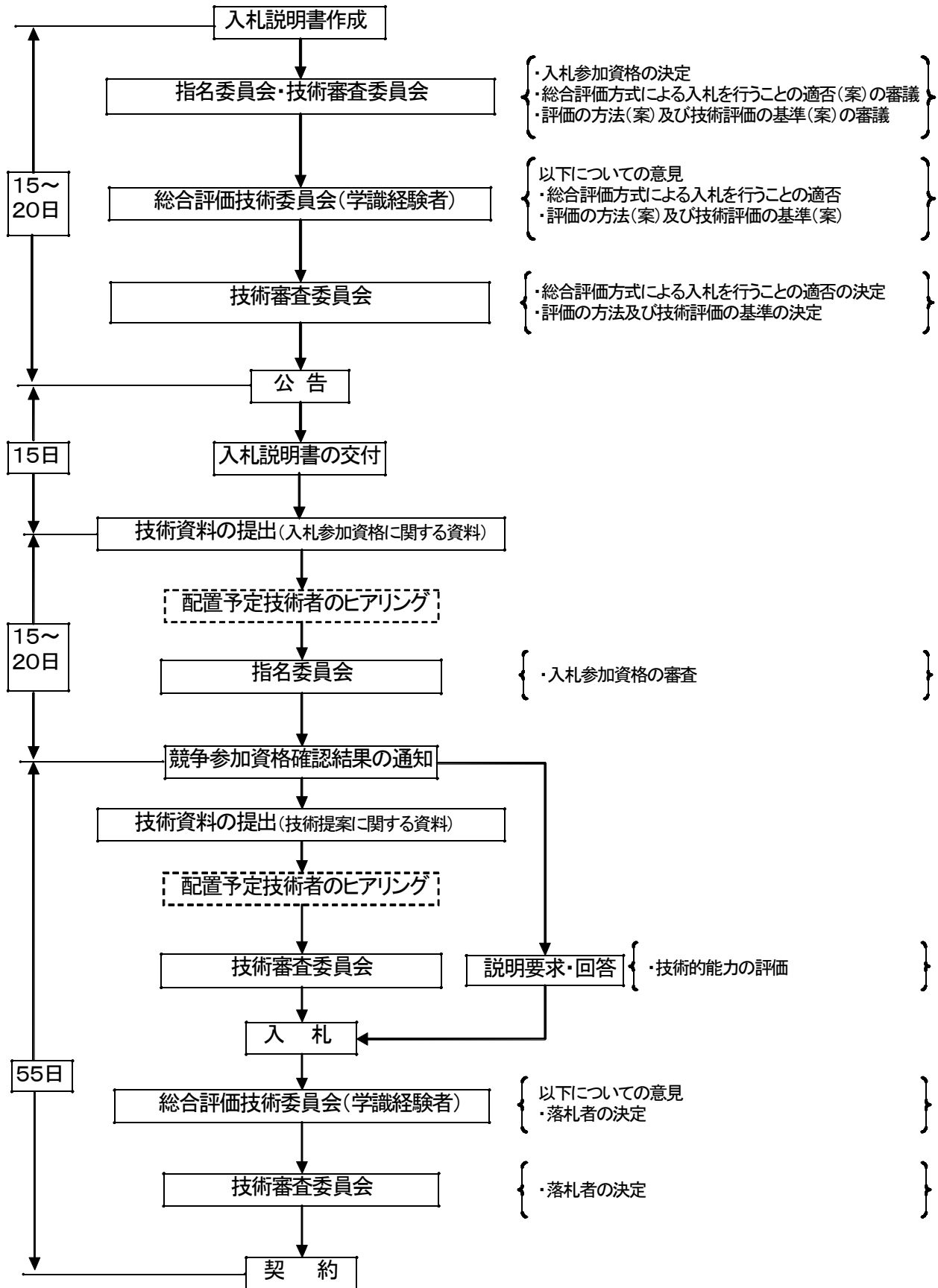
3 実施手順

総合評価方式を実施する場合の標準的な手順は次ページのとおりとする。

(1)簡易型の実施手順(条件付き一般競争入札の場合)



(2) 標準型の実施手順(条件付き一般競争入札の場合)



概ね100~110日

4 簡易型における審査・評価

4-1 技術的能力の審査

個別の工事に際し、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査を行う。

審査の結果、未記入又は不適切な場合は、当該企業の競争参加資格を認めない。

以下に個別工事に際しての技術的能力の審査項目の標準例を示す。

ただし、審査項目については、工事内容等の必要に応じ削除、追加、変更も可能とする。

(1) 簡易な施工計画

工事の特性に応じて、①から④の中から少なくともいずれか一つの項目を審査する。

審査項目
①工程管理に関わる技術的所見
②材料の品質管理に係わる技術的所見
③施工上の課題に対する技術的所見
④施工上配慮すべき事項

(2) その他

審査項目	
企業の施工能力	公共工事における同種・類似工事の施工実績(過去10年間)
配置予定技術者の能力	公共工事における同種・類似工事の施工実績* 1
	過去3年間の工事成績評定点の平均点
	配置予定技術者のヒアリング
	指定された資格の保有年数
	技術者の専任制
	過去3年間の技術者表彰
不誠実な行為の有無	
経営状況	
工事成績	過去3年間の工事成績評定点の平均点
優良工事表彰	過去3年間の優良工事表彰
手持工事量比率	当該年度受注額÷過去3年間のうち最大受注年度の受注額
安全管理の状況	事故等による安全対策評価
	安全対策表彰(過去3年間)
労働福祉の状況	
地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地
	過去10年間の近隣地域内工事の実績

* 1 配置予定技術者の実績は、監理技術者、主任技術者、担当技術者としての実績の区別はしないこととする。

4-2 技術資料の取扱い

技術資料については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者の施工経験及び施工計画について提出を求める技術資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。

配置予定技術者の施工経験及び施工計画の審査は、最も低い評価を受けたものをもって審査する。

- (2) 簡易な施工計画については、配置予定技術者の技術力に着目し審査を行うものであり、当該技術者の過去の工事経験から、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について当該技術者が記述するものとする。

4-3 配置予定技術者に対するヒアリング

技術的能力の審査・評価を行うに当たり、必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを実施する。その場合、例えば以下の項目について確認する。

- ・ 施工計画の内容に関すること
- ・ 配置予定技術者の経歴・資格
- ・ 同種・類似工事の施工経験の有無
- ・ 同種・類似工事の施工実績として挙げた工事の概要、特に留意・工夫した点
- ・ 当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見等

4-4 技術提案の評価

簡易型における評価項目及び評価基準の標準例を以下に示す。

ただし、評価項目及び評価基準については、工事内容等の必要に応じ削除、追加、変更も可能とする。

分類	評価項目		評価基準
1) 簡易な施工計画 * 1項目以上を選択する。	工程管理に関わる技術的所見	工事の実施手順の妥当性	工事手順の適切度
		各工程の工期設定の適切性	各工程の工期の適切度
	品質管理に係わる技術的所見		品質の確認方法、管理方法等の適切度
	施工上の課題に対する技術的所見		発注者が指定した施工上の課題への対応の的確度
施工上配慮すべき事項		施工上配慮すべき事項の設定及び配慮方針の適切度	
2) 企業の施工能力	工事成績の評価		過去3年間に竣工した当該部発注の工事成績評点の平均
	表彰（安全施工）		過去3年の表彰実績
	表彰（優良施工）		過去3年の表彰実績
	手持工事量比率		当該年度受注額÷過去3年間のうち最大受注年度の受注額
	手持ち工事の状況		手持ち工事の有無
	安全管理の状況		過去1年間の事故等の状況
	近隣地域内工事の実績		過去10年間の実績
	継続的な営業に基づく信頼度		営業年数の継続性
	継続的な技術者保有に基づく信頼度		10年以上継続雇用する技術士、一級の施工管理技士の人数
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点		指定する地域内における本店の所在
	災害協定等に基づく活動実績		過去3年間の活動実績
	品質管理・環境マネジメントシステムの取り組み状況		ISO9001又は14001の認証の取得状況
3) 配置予定技術者の能力	配置予定技術者の同種工事の工事成績		申請のあった同種工事1件の工事成績
	表彰（優秀技術者）		過去3年の表彰実績
	配置予定技術者の資格		技術士、1級・2級施工管理技士の資格
	継続教育（CPD）の状況		継続教育（CPD）単位取得状況

4) 配置予定技術者のヒアリング	技術者の専門技術力	中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組み状況
	当該工事の理解度・取り組み姿勢	適切な理解のもと、施工上の提案等の取り組み状況
	技術者のコミュニケーション力	質問に対する応答の状況

5 標準型における審査・評価

5-1 技術的能力の審査

個別の工事に際し、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の同種・類似工事の経験、施工計画等の審査を行う。

審査の結果、未記入又は不適切な場合は、当該企業の競争参加資格を認めない。

以下に個別工事に際しての技術的能力の審査項目の標準例を示す。

ただし、審査項目については、工事内容等の必要に応じ削除、追加、変更も可能とする。

(1) 技術的所見等

標準型においては、工事の特性に応じて、①から④の中から選択した項目を審査することも可とする。

また、「標準案以外の提案を必須とする」とすることも可とする。

審査項目
① 工程管理に関わる技術的所見
② 材料の品質管理に係わる技術的所見
③ 施工上の課題に対する技術的所見
④ 施工上配慮すべき事項

(2) その他

審査項目	
企業の施工能力	公共工事における同種・類似工事の施工実績(過去10年間)
配置予定技術者の能力	公共工事における同種・類似工事の施工実績* 1
	過去3年間の工事成績評定点の平均点
	配置予定技術者のヒアリング
	指定された資格の保有年数
	技術者の専任制
	過去3年間の技術者表彰
不誠実な行為の有無	
経営状況	
工事成績	過去3年間の工事成績評定点の平均点
優良工事表彰	過去3年間の優良工事表彰
手持工事量比率	当該年度受注額÷過去3年間のうち最大受注年度の受注額
安全管理の状況	事故等による安全対策評価
	安全対策表彰(過去3年間)
労働福祉の状況	
地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地
	過去10年間の近隣地域内工事の実績

* 1 配置予定技術者の実績は、監理技術者、主任技術者、担当技術者としての実績の区別はしないこととする。

5-2 技術資料の取扱い

技術資料については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者の施工経験及び施工計画について提出を求める技術資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。

配置予定技術者の施工経験及び施工計画の審査は、最も低い評価を受けたものをもって審査する。

- (2) 施工計画については、配置予定技術者の技術力に着目し審査を行うものであり、当該技術者の過去の工事経験から、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について当該技術者が記述するものとする。

5-3 配置予定技術者に対するヒアリング

技術的能力の審査・評価を行うに当たり、必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを実施する。その場合、例えば以下の項目について確認する。

- ・ 施工計画の内容に関すること
- ・ 配置予定技術者の経歴・資格
- ・ 同種・類似工事の施工経験の有無
- ・ 同種・類似工事の施工実績として挙げた工事の概要、特に留意・工夫した点
- ・ 当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見等

5-4 技術提案の評価

標準型における評価項目及び評価基準の標準例を以下に示す。

ただし、評価項目及び評価基準については、工事内容等の必要に応じ削除、追加、変更も可能とする。

分類	評価項目		評価基準
1) 施工計画 * 1項目以上を選択する。	工程管理に	工事の実施手順の妥当性	工事手順の適切度
	関わる技術的所見	各工程の工期設定の適切性	各工程の工期の適切度
	品質管理に係わる技術的所見		品質の確認方法、管理方法等の適切度
	施工上の課題に対する技術的所見		発注者が指定した施工上の課題への対応が的確度
	施工上配慮すべき事項		施工上配慮すべき事項の設定及び配慮方針の適切度
2) 企業の施工能力	工事成績の評価		過去3年間に竣工した当該部発注の工事成績評点の平均
	表彰（安全施工）		過去3年の表彰実績
	表彰（優良施工）		過去3年の表彰実績
	手持工事量比率		当該年度受注額÷過去3年間のうち最大受注年度の受注額
	手持ち工事の状況		手持ち工事の有無
	安全管理の状況		過去1年間の事故等の状況
	近隣地域内工事の実績		過去10年間の実績
	継続的な営業に基づく信頼度		営業年数の継続性
	継続的な技術者保有に基づく信頼度		10年以上継続雇用する技術士、一級の施工管理技士の人数
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点		指定する地域内における本店の所在
	災害協定等に基づく活動実績		過去3年間の活動実績

	品質管理・環境マネジメントシステムの取り組み状況	IS09001又は14001の認証の取得状況
3) 配置予定技術者の能力	配置予定技術者の同種工事の工事成績	申請のあった同種工事1件の工事成績
	表彰（優秀技術者）	過去3年の表彰実績
	配置予定技術者の資格	技術士、1級・2級施工管理技士の資格
	継続教育（CPD）の状況	継続教育(CPD)単位取得状況
4) 配置予定技術者のヒアリング	技術者の専門技術力	中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組み状況
	当該工事の理解度・取り組み姿勢	適切な理解のもと、施工上の提案等の取り組み状況
	技術者のコミュニケーション力	質問に対する応答の状況

(2) 企業の高度な技術力

評価項目	評価基準
1) 総合的なコストの縮減に関する技術提案	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案内容について <ul style="list-style-type: none"> ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定、等)
	具体的な評価項目例 (ライフサイクルコストの低減) <ul style="list-style-type: none"> ・構造物の維持管理費 (その他のコスト低減) ・補償費の生じる期間の短縮日数 ・補償費の支出額
2) 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容について <ul style="list-style-type: none"> ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価 (優/良/可/不採用の判定、等)
	具体的な評価項目例 (性能、機能) <ul style="list-style-type: none"> ・舗装構造提案による走行騒音値 ・ポンプ排水量 ・構造物の耐久性の向上
3) 社会的要請への対応に関する技術提案	社会的要請への対応に関する技術提案内容について <ul style="list-style-type: none"> ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定、等)
	具体的な評価項目例 (環境の維持) <ul style="list-style-type: none"> ・工事排水のSS値 ・施工騒音の低減値 (交通の確保に関する具体的な評価項目例) ・交通規制（通行止め、車線規制等）の短縮日数 (特別な安全対策) ・歩行者用通路幅 (省資源対策又はリサイクル対策)

	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材、伐採除根材等のリサイクル率 ・分別解体・現場内集積の対象項目・重量
--	---

注1 1項目以上を選択する。

5-5 標準型の評価項目の設定

評価項目は、工事の特性や場所等を考慮し、技術提案等により性能等の向上を求めることや、現場における課題を解決することが重要な事項から選定するものとする。

評価項目は「技術的能力」又は「技術提案」の観点から評価する項目を設定するものとし「技術提案」に関するものは「総合的なコスト縮減に関する事項」「工事目的物の性能、機能の向上に関する事項」又は「社会的要請への対応に関する事項」の範疇に該当するものを設定する。

6 「標準型」と「簡易型」の相違

「標準型」と「簡易型」の違いを整理すると次表のとおりとなる。

	評価の対象	評価の観点	標準型	簡易型
評価項目の範囲	技術的能力評価	簡易な施工計画の内容	—	●
		施工計画の内容	●	—
		企業の施工能力	●	●
		配置予定技術者の能力	●	●
		配置予定技術者のヒアリング	●	●
	技術提案評価	総合的なコスト縮減に対する技術提案	●	—
工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案		●	—	
社会的要請への対応に関する技術提案		●	—	
適用方針			技術提案を求める工事に適用する	技術提案を求めるまでもない工事を対象とする

7 総合評価技術委員会（学識経験者）からの意見聴取

(1) 意見聴取の目的

総合評価方式の実施にあたり、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、恣意的な判断を排除し、客観性を確保するために「学識経験を有する者」からの意見聴取を行う。

(2) 意見聴取の時期

個別工事毎に、以下の時期に意見聴取を行う。

- ①総合評価方式を行おうとするとき
- ②総合評価方式により落札者を決定しようとするとき
- ③落札者決定基準を定めようとするとき

8 評価内容の担保

標準型の総合評価方式を実施しようとする場合は、落札者決定に反映される技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するための措

置や履行できなかった場合の措置について、入札説明書や特記仕様書に明記する。

(1) 評価内容の担保

実際の施工に際しては、技術提案の内容に応じた施工方法により施工し、提案値及び提案内容を満たす施工を行わせるものとする。

受注者の責により提案内容及び提案値を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う。併せて、工事成績評点を減ずる措置を行う。

9 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

(1) 入札説明書等

総合評価方式の適用工事では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

- ①総合評価方式の適用の旨
- ②競争参加資格
- ③入札の評価に関する評価項目及び評価基準
・評価項目毎の評価基準
- ④総合評価の方法及び落札者の決定方法
- ⑤技術提案が履行できなかった場合の措置

(2) 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ①入札参加者名
- ②各入札参加者の入札価格
- ③各入札参加者の技術評価点
- ④各入札参加者の評価値

(3) 苦情申し立て等への対応

技術資料等の審査により、指名しなかった者又は競争参加資格がないと決定された者から、苦情の申し立て又は説明要求があった場合には、「福岡県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領」によること。